

平成29年度

第10回千葉県農業委員会総会議事録

千葉県農業委員会

## 千葉県農業委員会総会議事録

平成30年2月13日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、平成29年度第10回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

### <会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	7件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	1件
議案第5号	相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について	4件
議案第6号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件
議案第7号	千葉県農用地利用集積計画(案)の決定について	33件
議案第8号	農地利用最適化推進委員の公募について	1件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	14件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	10件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	42件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	5件
報告第5号	地目変更について	12件
報告第6号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について(第5条)	4件

<出席委員> (15名)

1番	石井一也	2番	市原律子
4番	小川友安	5番	清宮惠理子
6番	齊藤憲次	7番	浅川政明
8番	長谷川秀明	9番	高橋芳和
10番	竹下洋一	11番	秋庭重樹
12番	中村浩道	13番	西郡高夫
14番	伊原茂久 (職務代理者)	16番	長谷部 衡平 (会長)
17番	橋本 泉		

<欠席委員> (2名)

3番	横山清亮	15番	齊藤元治
----	------	-----	------

<事務局説明員>

事務局長	加瀬秀行	次長	岡本茂之
次長補佐	橘 菌俊朗	農地指導班長	今井正隆
農地利用最適化推進班長	福島 悟	農地審査班長	江上章子

開 会 (午前 11時00分)

議 長  
(長谷部会長)

それでは、規則の定めるところにより、議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。

ただいまより、平成29年度第10回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17人中15人で総会は成立しております。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。議席番号17番 橋本 泉 委員、議席番号1番 石井 一也 委員のご両名をお願いいたします。

議 長  
(長谷部会長)

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

それでは、事前審査第1班 班長、説明をお願いします。

事前審査第1班  
(西郡 班長)

ご説明いたします。はじめに第1項です。面接を実施いたしましたので併せてご説明いたします。お手元の資料1ページと2ページをご参照ください。資料は営農計画書と位置図です。

本案件は、権利者であります緑区平川町の一般法人が、義務者であります緑区平川町の方が所有する同区同町の農地を、新規参入のため、賃借権の設定をするものです。

面接した権利者によりますと、近隣の法人から栽培技術指導を受け、温室ハウスにて安定栽培します。生産物は大手量販店や飲食店へ販売する予定とのことです。

申請地の取得後の作目は、トマトを予定しております。

次に第2項です。お手元の資料3ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区平川町に在住の方が、義務者であります同区同町の方が所有する同区同町の農地を、経営規模を拡大するため、贈与により所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻、サトイモ、大根を予定しております。

次に第3項です。本項は第4項と一体案件ですので一括してご説明いたします。お手元の資料4ページと5ページをご参照くだ

さい。

本案件は、権利者であります緑区大高町に在住の方が、第3項及び第4項の義務者であります同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模を拡大するため、それぞれ賃借権を設定するものです。

申請地の取得後の作目は、キャベツを予定しております。

次に第5項です。本項は第6項と一体案件ですので一括してご説明いたします。お手元の資料6ページと7ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区大宮町に在住の方が、第5項は義務者であります稲毛区緑町に在住の方が所有する若葉区大宮町の農地を、第6項は義務者であります若葉区御成台に在住の方が所有する若葉区大宮町の農地を、経営規模を拡大するため、売買により所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、そら豆、サトイモ、水稻を予定しております。

事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、また、第1項につきましては、それらに加え、同法第3条第3項各号の「解除条件」、「地域における役割分担」及び「業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事する」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

議案第1号について事務局より補足説明をお願いします。

事務局

本議案の第1項は、権利者が法人となっております。

法人が農業に参入する場合の要件について、簡単にご説明いたします。

今回ご用意した、配布資料のうち、「法人が農業に参入する場合の要件」とタイトルのある、A4カラー版のペーパーをご覧ください。

個人も法人も3条許可を取得する場合には、「基本的な要件」として掲げられている3つの要件、1つ目に農地の全てを効率的に利用、2つ目に一定の面積を経営、つまり下限面積要件と言われるもので、千葉市では、30aもしくは40aを耕作すること、3つ目に周辺の農地利用に支障がない、これらを満たすことが必

要となっています。

個人では更に4つ目として「農作業常時従事要件」と言われる、年間150日以上農作業従事を規定しております。

この4つ目は自然人である、個人に対する要件ですのでこれに変えて、法人の場合には「農地を所有したい場合」と「借りたい」場合に分けて、それぞれに応じた要件を満たした法人に、農地の権利取得を認めています。

本議案の第1項においては、法人が「農地を借りたい」ということなので、下の囲み「一般法人」の条件を満たす必要があります。

まず、1番目に農地を適切に利用しない場合に、農地の契約を解除することが、貸主と借主の間で契約条件に盛り込まれていること。2番目に地域における適切な役割分担のもとに、農業をおこなうこと。3番目に法人の役員等のうち一人以上が農業に常時従事すること、以上の3つを要件としております。

法人が農地を所有したい場合には、更に要件が厳しくなりペーパー上段「農地所有適格法人」の4つの要件を満たす必要があります。

大きな違いは、2番目の事業内容になりますが、売上高の過半が農業に関するものであることが要件になってきますので、農業に特化した法人が農地を所有できることとなります。

以上が、第1項の補足説明となります。

議長  
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班 班長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

橋本 泉 委員

第2項の所有権移転で贈与の件ですが、夫から妻への生前贈与は珍しく一度に約7,000平方メートルを贈与すると非課税枠を超えて贈与税が課税されます。何か事情が分かっていたら教えてください。

事務局

義務者は妻の内助の功に報いたいとの話でした。

議長  
(長谷部会長)

他に質問、意見等が無いようですので、採決いたします。  
事前審査第1班 班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

——— 挙 手 ———

議 長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。

議 長  
(長谷部会長)

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

それでは、事前審査第1班 班長、説明をお願いします。

事前審査第1班  
(西郡 班長)

ご説明いたします。なお、第1項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。はじめに、第1項です。お手元の資料9ページから11ページをご参照ください。

本案件は、共同住宅用地とするものです。

申請地は、千葉都市モノレールスポーツセンター駅から北東に約900メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は宅地とスポーツ施設、農地が混在しております。

被害防除は、排水関係については、汚水は污水管に接続します。雨水は雨水貯留施設にて抑制後、雨水管に接続します。またブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

他法令関係は都市計画法に該当し、現在手続中です。

次に、第2項です。お手元の資料12ページをご参照ください。

本案件は、駐車場用地とするものです。

申請地は、千葉都市モノレール千城台北駅から北西に約300メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

被害防除は、排水については雨水は雨水枡を設け、隣接の雨水排水設備へ接続します。また、既存ブロックにて土砂の流出を防止します。

事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議 長  
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班 班長からの説明について、質問、意見等ございますか。

伊原 茂久委員	第1項の共同住宅用地の件ですが、ハウスメーカーはどこですか。
事務局	〇〇株式会社から見積書が出ています。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等が無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班 班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	—— 挙 手 ——
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。
議長 (長谷部会長)	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」及び議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を上程いたします。 それでは、事前審査第1班 班長、説明をお願いします。
事前審査第1班 (西郡 班長)	ご説明いたします。なお、第1項から第3項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。 はじめに、第1項です。本項は第2項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。 お手元の資料13ページから15ページをご参照願います。本案件は、建売分譲住宅用地とするため、売買により所有権を移転するものです。 申請土地は、千葉都市モノレール桜木駅から北に約1キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。 現況は休耕地で、周辺は宅地と農地が混在しております。 被害防除は、排水関係については、汚水は污水管に接続します。雨水は浸透槽にて抑制後、側溝に接続します。また、コンクリート擁壁を設置し、土砂の流出を防止します。 他法令関係は都市計画法に該当し、現在手続中です。



次に、第3項です。お手元の資料16ページから18ページをご参照願います。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、地上権を設定するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール小倉台駅から南に約1.5キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と宅地が混在しております。

被害防除は、排水については雨水は自然浸透で処理します。また、フェンス、防草シートを設置し、土砂の流出を防止します。

次に、第4項です。本項は議案第4号と関連案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料19ページをご参照願います。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請土地は、京成大森台駅から南東に約800メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係については、汚水は合併浄化槽で処理後、側溝に接続します。雨水は浸透柵にて抑制後、側溝に接続します。また、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

他法令関係は都市計画法に該当し、現在手続中です。

本件土地は、平成27年12月24日、千葉市指令農委第5号の51において、変更前転用者に対して転用許可をしております。

本件計画変更承認の申請理由は、変更前転用者が転居により転用計画を中断したところ、変更後転用者が住宅を建築することとなったというものです。第4項及び議案第4号の説明は以上です。

次に、第5項です。お手元の資料20ページをご参照願います。本案件は、長屋住宅用地とするため、売買により所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール千城台北駅から北東に約500メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

被害防除は、排水関係については、汚水は污水管に接続します。

雨水は貯留浸透槽にて抑制後、側溝に接続します。また、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

他法令関係は都市計画法に該当し、現在手続中です。

次に、第6項です。お手元の資料21ページをご参照願います。本案件は、専用住宅用地とするため、贈与により所有権を移転するものです。

申請土地は、JR菅田駅から北東に約1キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係については、汚水は污水管に接続します。雨水は浸透枳にて抑制後、側溝に接続します。また、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

他法令関係は都市計画法に該当し、現在手続中です。

次に、第7項です。お手元の資料22ページをご参照願います。

本案件は、ゴミ置場用地とするため、売買により所有権を移転するものです。

申請土地は、京成ちはら台駅から北東に約900メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水については雨水は傾斜をつけて側溝に接続します。また、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班 班長からの説明について、質問、意見等ございますか。

橋本 泉 委員

第3項の太陽光発電施設用地の資料16、17ページについてですが、16ページの申請図面はグーグルを使用した地図と思われませんが申請地付近の様子が分かりません。本来は都市図や住宅地図が使用されるはずですが。要望として千葉市役所が販売している都市図や住宅地図を申請時に提出させた方が良いでしょう。

また、17ページの公図は東京法務局台東出張所で発行されています。なぜ東京法務局で発行できるのですか。

事務局 事務局では申請書類の提出時に都市図は申請地の場所を、公図は申請地の形状を、周辺土地利用状況図は住宅地図が多いですが周辺の状況を確認するために提出を求めています。

申請地が確認できる地図として都市図や住宅地図以外の地図が提出されることもあります。

公図については法務局は電子申請が可能であり、千葉市の土地であっても受付した法務局では発行が可能であったと思われます。そのため、公図が不正確という判断にはなりません。

今後も農業委員会総会の資料については、分かりやすい資料作成に努めます。

議長  
(長谷部会長)

千葉市の都市図を使用した方が望ましいと思います。

事務局

図面については正確かつ分かりやすい資料にするために改善に努めていきます。

清宮恵理子委員

第7項のごみ置場用地の件ですが、既存のごみ置場を拡張及び移転すると記載されていますが、詳しく説明してください。

事務局

近隣で住宅建設の開発がされており、その住民が使用しているごみ置場が手狭で通行等に支障が出るなどしっかり管理されている場所ではないことから要望があったものです。

清宮恵理子委員

隣接地所有者は同意していますか。

事務局

同意しています。

議長  
(長谷部会長)

他に質問、意見等が無いようですので、採決いたします。

事前審査第1班 班長の説明のとおり、議案第3号及び議案第4号を許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙 手 ——

議長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号及び議案第4号は、許可と決定いたします。

議 長  
(長谷部会長)

次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について」を上程いたします。

事前審査第1班 班長、ご説明願います。

事前審査第1班  
(西郡 班長)

ご説明いたします。

議案書の10ページ、11ページをご覧ください。

第1項から4項まで、すべて、千葉東税務署管内の20年経過予定案件です。

第1項です。若葉区谷当町在住の農業相続人が、同町の田2筆、合計面積4,399平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、12月27日の現地調査により、牧野推進委員に確認していただきました。

第2項です。若葉区北谷津町在住の農業相続人が、同町の畑4筆、同区多部田町の畑2筆、合計面積4,863平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、1月9日の現地調査により、高橋推進委員に確認していただきました。

第3項です。若葉区加曽利町在住の農業相続人が、同町の畑5筆、合計面積3,175平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、1月16日の現地調査により、市原推進委員に確認していただきました。

第4項です。若葉区上泉町在住の農業相続人が、同町の田5筆、畑17筆、同区下泉町の畑3筆、合計面積17,159平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、1月18日の現地調査により、千脇、猪野両推進委員に確認していただきました。

事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、確認書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議 長  
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班 班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議 場

———— 質問・意見等なし ————

議 長  
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
事前審査第1班 班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙 手 ——

議 長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。

議 長  
(長谷部会長)

次に、議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。  
事前審査第1班 班長、ご説明願います。

事前審査第1班  
(西郡 班長)

ご説明いたします。  
議案書の12ページをご覧ください。第1項です。  
花見川区千種町在住の方が所有しております、同町の畑1筆、合計面積1,704平方メートルについて、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であったことを、1月24日の現地調査により、岩井推進委員に確認していただきました。買取り申出の事由は、農業従事者の「故障」によるものです。

事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。  
以上でございます。

議 長  
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班 班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議 場

—— 質問・意見等なし ——

議 長  
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
事前審査第1班 班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙 手 ——

議 長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。

議 長  
(長谷部会長)

次に、議案第7号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。

議案第7号の「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」ですが、第20項から第33項は権利者が同一で緑区椎名崎町所在の農事組合法人です。長谷川秀明委員はその法人の役員に就任されております。

議案に係る委員については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができないとされております。

従いまして、第1項から第19項をはじめに審議、採決をいただき、最後に第20項から第33項の審議、採決をいたします。

それでは、第1項から第19項について事前審査第1班長、説明をお願いします。

事前審査第1班  
(西郡 班長)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項から第8項までいずれも、千葉みらい農業協同組合の実施する農地利用集積円滑化事業に係る案件です。

第1項及び第2項は、農地利用集積円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が、中央区生実町在住の方の所有する同町の田3筆、合計面積6,458㎡を賃借にて借り上げ、若葉区下田町の農家の方に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は6年です。

続いて、第3項から第8項は、権利者が同一のため一括してご説明します。農地利用集積円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が、緑区おゆみ野南在住の方、他2名の所有する中央区浜野町の田8筆、合計面積3,957㎡を使用貸借にて借り上げ、同区南生実町の農家の方に使用貸借権を引き続き設定するもので、設定期間はいずれも3年です。

続いて、第9項は、若葉区小倉町在住の農家の方が、同町在住の農家の方の所有する同町の畑1筆、面積1,320㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は10年です。

続いて、第10項及び第11項は、権利者が同一のため一括してご説明します。緑区平川町在住の農家の方が、同区高田町在住

の農家の方、他1名の所有する同区高田町及び同区平川町の畑2筆、合計面積1,793㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間はいずれも3年です。

続いて、第12項は、緑区あすみが丘在住の農家の方が、若葉区野呂町在住の方の所有する、同町の畑2筆、合計面積5,182㎡に賃借権を新規に設定し、農業経営を開始するもので、設定期間は6年です。

続いて、第13項から第19項は、権利者が同一のため、一括してご説明します。なお、件数が多いため、一覧表を作成しましたので、議案書30ページをご覧ください。

若葉区川井町所在の農事組合法人が若葉区北谷津町、高根町、多部田町の田9筆、合計面積18,425㎡に賃借権を引き続き設定するもので設定期間は、いずれも6年です。

第1項から第19項までの合計面積は37,135㎡です。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査1班 班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

橋本 泉 委員

ただいまの説明の中で第13項以降の名称が「農事組合法人」とあり、先程の農地法第3条の中では「農地所有適格法人」とありました。違いを説明してください。

事務局

机上配布した資料で説明します。農地所有適格法人は法人形態が3種類あり、記載されている要件を満たすと「農地所有適格法人」の資格が得られ農地を所有することができます。法人の名称はいろいろありますが、法人の形態により要件が満たされていれば「農地所有適格法人」になることができるので、名称だけでは判断ができません。法人の形態により事業内容や役員などの要件を満たせば農地を所有できたり、また農地を賃借だけすることができます。

橋本 泉 委員

それでは、農地所有適格法人〇〇会社ではなく、農事組合法人〇〇会社と名称を決めた方が良いのですか。

事務局	<p>法人としてはそれぞれの形態があるので、各々の名称で法人登記をしています。分かりやすくするために農地所有適格法人と名乗っていると思われま</p>
議長 (長谷部会長)	<p>他に質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査1班 班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p>—— 挙 手 ——</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第7号の第1項から第19項は、原案どおり決定といたします。</p>
議場	<p>続いて、第20項から第33項について審議しますので、長谷川秀明委員については、恐れ入りますが退室をお願いします。</p> <p>——長谷川 秀明委員 退室——</p>
議長 (長谷部会長)	<p>それでは、第20項から第33項について、事前審査1班 班長、ご説明願います。</p>
事前審査第1班 (西郡 班長)	<p>ご説明いたします。 権利者が同一のため、一括してご説明します。なお、件数が多いため、一覧表を作成しましたので、議案書31ページをご覧ください。</p> <p>緑区椎名崎町所在の農事組合法人が緑区中西町、大金沢町、落井町、刈田子町の田19筆、合計面積44,248㎡に賃借権を第20項、第21項、第24項は新規に、第22項、第23項、第25項から第33項は引き続き設定するもので設定期間は、いずれも10年です。</p> <p>本件につきましても、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>事前審査1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>



議 長  
(長谷部会長)

ありがとうございました。  
ただいまの、事前審査1班 班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

議 場

—— 質問・意見等なし ——

議 長  
(長谷部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。  
事前審査1班 班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙 手 ——

議 長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第7号第20項から第33項は、原案どおり決定といたします。

それでは、事務局、長谷川 秀明委員の入室をお願いします。

議 場

——長谷川 秀明委員 入室——

議 長  
(長谷部会長)

次に、議案第8号「農地利用最適化推進委員の公募について」を上程いたします。  
事務局、説明をお願いします。

事 務 局

議案第8号についてご説明いたします。  
机上の「議案第8号「農地利用最適化推進委員の公募について」」と書かれた資料をご覧くださいませでしょうか。一枚めくっていただきまして、資料をお願いいたします。  
内容としましては、「1 募集の理由」にありますように、1月23日の花島委員さんの逝去により生じた推進委員の欠員について、今後、募集を行っていくものです。なお、農業委員会法により、欠員委員の募集から選考委嘱までの手続きは当初募集の手順と同様に行う必要があります。また、農業委員とは異なりますので、市議会の同意、市長の任命は必要ありません。  
「2 募集人数」は1人で、「3 委員の募集する担当区域」は欠員となった第3地区です。  
「4 応募受付期間」は平成30年3月14日（水）から4月13日（金）までで、「5 応募書類」は、各区役所、事務局、

農政課、農政センターなどで配布いたします。ホームページからもダウンロードできます。

「6 応募書類の提出先」は農業委員会事務局です。

「7 提出方法」は郵送または持参です。

「8 広報について」は、市政だより、農業委員会だより、市ホームページなどを通じて広報を行って参ります。

最後に「9 その他」ですが、新しい委員が決まるまでは、近隣地区の推進委員の方に協力をお願いします。

なお、新しい委員の任期ですが、他の委員と同様に平成32年7月19日までとなります。

議案第8号の説明は以上です。

議 長  
(長谷部会長)

お聞きのとおりでございます。  
本件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いします。

議 場

—— 質問・意見等なし ——

議 長  
(長谷部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。  
事務局の説明のとおり、農地利用最適化推進委員を公募することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙 手 ——

議 長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第8号は、原案どおり決定いたします。

議 長  
(長谷部会長)

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第6号までを一括して上程いたします。  
事務局より説明願います。

事 務 局

報告案件について、ご説明いたします。  
議案書の32ページをご覧ください。  
報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、議案書の38ページまでに14件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の39ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の40ページまでに10件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の41ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の47ページまでに42件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の48ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地の賃貸借につき合意解約した旨の通知の受理で、5件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の49ページをご覧ください。

報告第5号「地目変更について」は、12件ございました。申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

続きまして、議案書の50ページをご覧ください。

報告第6号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、4件ございました。転用許可申請に対して、農業委員会総会で許可と決定した案件について、法の規定に基づき、千葉県農業会議への意見を求めたものです。内容につきましては、1月の総会で審議されたもので、1月16日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

報告案件につきましては、以上でございます。

議 長  
(長谷部会長)

ただいまの報告第1号から第6号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議 場

—— 質問・意見等なし ——

議 長  
(長谷部会長)

質問、意見等はないようです。  
これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと思います。

以上をもちまして、平成29年度第10回千葉県農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 (午後 0時15分)